

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和5年12月12日

旭川市議会
議長 福居 秀雄 様

提出者 旭川市議会議員

中 村 みなこ

まじま 隆 英

石 川 厚 子

能登谷 繁

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな基本法を制定することを目指している。

日本のカロリーベースの食料自給率38パーセントは先進国の中でも最低であり、穀物自給率28パーセントは世界185か国の中で129位となっている。旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる基本計画で食料自給率の引上げを目指したが、これまで目標を達成したことはない。

現行の基本法は基本計画で食料自給率目標を設定したものの、閣議決定としたために法的拘束力がなく、目標は事実上棚上げにされている。

政府の新基本法の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置付けよりも格下げし、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしている。

世界的な食料危機が進行し、食べたくても食べられない人々が増えている中、食料自給率向上を放棄することは、食料の安定供給に重大な危機をもたらすことになりかねない。

よって、国においては、新基本法では食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会